

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和4年（2022年）6月23日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被 処 分 者	処分内容	事 案 の 概 要
1	帯広市 特別支援学校 教 諭 女 性 （56歳）	減給3か月 〔給料の10分の1〕	令和3年6月頃、教室で給食準備の指導中、準備が遅かった生徒の後頭部を左手で1回たたいた。 また、同年9月頃、玄関前で下校指導中、生徒をバスに乗車させようとした際、ふざけた当該生徒の額を右手で1回たたいた。 さらに、同年11月9日（火）、教室で授業中、指示した作業を行っていなかった生徒の頭頂部を左手で1回たたいた。
2	岩内町 小学校 主幹教諭 男 性 （46歳）	戒 告	令和3年11月9日（火）、授業中に指導に従わない児童に対し、別室で指導した際、当該児童が反抗したことに感情的になり、右足の内側で当該児童の右腰あたりを1回蹴った。
3	北広島市 小学校 教 諭 男 性 （45歳）	戒 告	令和3年7月17日（土）、私用で自家用車を運転中、コンビニエンスストアの駐車場で、自車を男性運転の自動車に衝突させ、同車左側面後部を損壊させた。 その際に、道路交通法に基づく報告を怠った。
4	函館市 高等学校 外国語指導助手（非常勤） 男 性 （28歳）	減 給 〔平均報酬の1日分の2分の1〕	令和3年10月22日（金）、自家用車を運転中、法定速度時速60キロメートルのところを時速94キロメートルで走行し、法定速度違反をした。 その際に、公共交通機関による旅行命令であるにもかかわらず、自家用車を使用した。